

「和光市子ども・子育て支援会議」について(概要)

- 根拠法令等
 - ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
 - ・和光市子ども・子育て支援条例（平成25年条例第16号）
- 審議事項
 - ・特定教育・保育施設（幼稚園や保育園）の利用定員を定めようとするとき
 - ・特定地域型保育事業（19人以下の保育園等）の利用定員を定めようとするとき
 - ・「和光市子ども・子育て支援事業計画」を定め又は変更しようとするとき
 - ・子ども・子育て支援に関する各種施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること
 - ・国、都道府県及び市町村以外の者が行う家庭的保育事業等を認可しようとするとき
- 支援会議構成委員 17名以内

- ・子どもの福祉に関し学識のある者 2名
- ・子どもの保護者 4名（保育園・幼稚園・小規模保育事業所・学童クラブ）
- ・労働者を代表する者 1名
- ・子どもの福祉に関する事業に従事する者 5名
- ・子どもの福祉に関する市内の公共的団体等を代表する者 2名
- ・情報の分析及び統計に関し学識経験のある者 1名
- ・公募による市民 2名

○任期 令和元年8月1日～令和4年7月31日（3年間）

○部会の種類 4種類

- ・基準検討部会
- ・保育料検討部会
- ・施設認可部会
- ・支給認定審査部会

○部会構成委員 5名以内※支給認定審査部会は10人以内

- ・会長が指名する委員
- ・部会が処理する事務に関し知識経験を有する者から市長が委嘱する部会委員

※委員等は複数の部会を兼ねることができる。

過去の開催状況

- 平成27年度 1回
- 平成28年度 4回
- 平成29年度 5回
- ※和光市子ども・子育て支援事業計画中間見直しのため5回開催
- 平成30年度 2回
[平成30年11月]
 - ・次期和光市子ども・子育て支援事業計画の策定について
- [平成31年2月]
 - ・次期和光市子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査について



【支援会議の体系図】

